役員報酬等に関する規程

社会福祉法人　同仁会

役員報酬等に関する規程

（目的）

第１条　この規定は、社会福祉法人同仁会（以下、「法人」という。）の業務に従事する役員等の報酬及び法人業務に携わった時の諸経費について必要な事項を定める。

（定義）

第２条　この規定において役員等とは、法人の理事、監事及び評議員をいう。

（報酬）

第３条　評議員、理事及び監事には報酬を支給しない。ただし、理事長及び業務執行理事は除く。

２　継続的かつ定期的に就業する理事長の報酬は、個人の役割、職務内容を総合的に勘案・評価して評議員会で決定し支給する。報酬支給基準は、別表のとおり。また、別途賞与の支給は行わない。

３　報酬の額は、法人の決算状況、社会情勢及び経済状況等を勘案し、変更の必要性がある場合には、評議員会で定めるところによる。

（支給期間）

第４条　報酬の支給期間は、任期に伴うこととする。月額の計算基準は、1 日から末日とする。

（支給日）

第５条　報酬の支給日は、法人の職員給与規程に定める給与の支給日に準じるものとする。

（出張旅費）

第６条　役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、旅費等支給することができる。

２　業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。

３　交通費等は原則として、出張終了後支払うこととする。

附　則

この規定は、平成 28 年 12 月 24 日より適用する。

この規定は、令和 1 年 6 月 15 日より適用する。

別表

役員報酬基準

社会福祉法人の役員報酬は,厚生労働省令で定めるところにより、民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、当該社会福祉法人の経理の状況その他の事情を考慮して、不当に高額なものとならないような支給の基準を定めなければならないとされている（社会福祉法第四十五条の三十五第一項及び二項)。

民間企業における役員報酬（給与）調査[i]によれば、民間企業における役員報酬（給与）は,下表のとおりである。

年度	民間企業 500 人以上 1,000 人未満における報酬額		
	取締役	常務取締役	専務取締役
27	18,527,000	20,761,000	25,231,000
28	17,437,000	21,232,000	26,937,000
29	18,575,500	20,840,000	26,724,000
平均	18,179,833	20,944,333	26,297,333

（出典：民間企業における役員報酬（給与)）

※1 当法人の役員報酬は、理事長報酬のみである。理事長報酬は年額 1,800 万円と定めておりその算出根拠として、民間企業における役員報酬（給与）調査を基準とする。

平成 27～29 年の取締役の平均年間報酬額は、18,179,833 円である。

	平均年間報酬額	理事長年間報酬額
年額	18,179,833 円	18,000,000 円
月額（賞与分足し 16 月）	1,136,240 円	1,125,000 円
時間額（出勤日 21.3, 1 日 8 時間）	6,669 円	6,603 円

[i] e-Stat https://www.e-stat.go.jp/